明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（総務九四）　一

〔告　示〕

○除籍の一部が滅失した件（法務三六八）　二
○原戸籍の一部が滅失した件（同三六九）
○電子認証登記所登記官の電子証明書のハッシュ値を告示する件（同三七〇）　三
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（文部科学一三九）
○薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する件（厚生労働三三二）
○平成二十六年産の茶に適用する単位当たり共済金額の範囲等を定める件（農林水産二五五八）
○保安林の指定をする件（同二五五九～二五六六）　四
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一〇〇二、一〇〇三）　五
○登録基幹技能者講習実施機関の登録事項の変更の届出があった件（同一〇〇四）　六
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一八七、一八八）
○海上における射撃訓練等を実施する件（同一八九～一九一）　七

〔人事異動〕

内閣　国家公安委員会　警察庁　防衛省　七

〔叙位・叙勲〕

〔褒　賞〕　八

〔皇室事項〕　八

〔官庁報告〕

官庁事項
特定保安林の指定の解除について（農林水産省）　八
法　務
公証人任免（法務省）　九
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（島根労働局最低賃金公示一）　九
国家試験
第七十二回作業環境測定士試験の実施（厚生労働省）　九

〔公　告〕

諸事項

官庁
有権者申出方関係　一〇

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇

地方公共団体
教育職員免許状失効関係　三

会社その他

省　令

○総務省令第九十四号

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号）の施行に伴い、及び住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十月七日

総務大臣　新藤　義孝

住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中第百三十四項を第百三十五項とし、第四十三項から第百三十三項までを一項ずつ繰り下げ、第四十二項の次に次の一項を加える。

43　法別表第一の四十一の二の項の総務省令で定める事務は次のとおりとする。

一　国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号）第四条第一項の外国返還援助の申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第十一条第一項の日本国返還援助の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第十六条第一項の日本国面会交流援助の申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四　国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第二十一条第一項の外国面会交流援助の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

附　則

この省令は、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の施行の日から施行する。